

中国・四国・九州沖縄地方の就労継続支援 B 型事業所の平均月額工賃の実態に関する調査

山口 明日香<sup>1</sup>

八重田 淳<sup>2</sup>

前原 和明<sup>3</sup>

A survey of the actual conditions of the average monthly wages at Type B continuous employment support offices in the Chugoku, Shikoku, and Kyushu-Okinawa regions

Asuka Yamaguchi Jun Yaeda Kazuaki Maebara

要旨

本研究は、中国、四国、九州・沖縄地方にある就労継続支援 B 型事業所(以下、B 型事業所)における平均月額工賃の現状把握及び精神障害等のある利用者支援の実態把握を目的に調査研究を実施した。B 型事業所 1100 カ所の事業所を無作為抽出し、質問紙及びオンライン調査を実施した。結果、B 型事業所の平均月額工賃の向上のための取り組みとしては、平均通所日数を 3.9 日以上、1 日の平均利用時間を 5.78 時間以上を目指すことが 1 つの水準値として示された。

キーワード： 就労継続支援 B 型事業所 平均月額工賃 実態

Abstract

This study was conducted to understand the current status of the average monthly wage and the actual status of support for users with mental disorders in Type B continuous employment support offices in the Chugoku, Shikoku, and Kyushu-Okinawa regions. 1,100 Type B continuous employment support offices were randomly selected, and a questionnaire and online survey were conducted. As a result, it was found that the average monthly wage of Type B continuous employment support office establishments should be increased to 3.9 days or more, and the average daily usage time should be 5.78 hours.

KeyWords : Type B continuous employment support offices Average monthly wages Actual status

---

受理年月日 2021 年 7 月 30 日、<sup>1</sup> 高松大学発達科学部 准教授 <sup>2</sup> 筑波大学大学院人間系 准教授 <sup>3</sup> 秋田大学文化教育学部 准教授

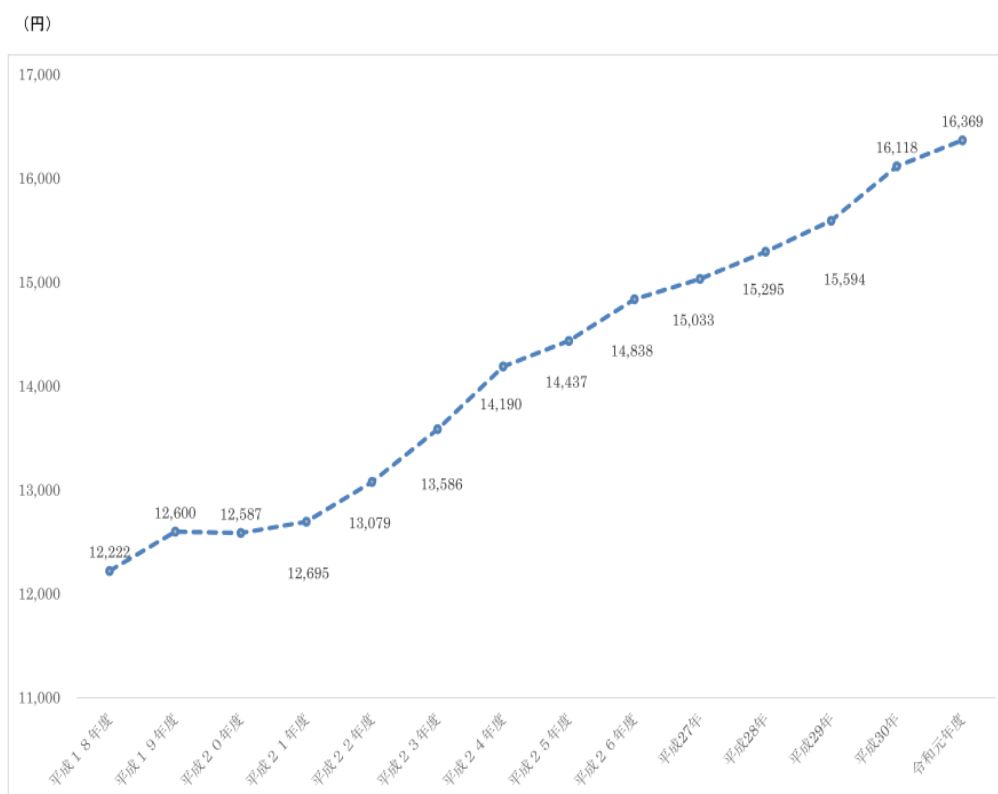
## 1. はじめに

### 1.1 B型事業所を取り巻く課題と工賃向上

就労継続支援B型事業所は、「通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会提供その他に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う」ことを事業としており、その対象者は、①就労経験がある者であって、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難になった者、②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者、①及び②に該当しないもので、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者とされている（厚生労働省、2021a）。

令和2年3月時点で、就労継続支援B型事業所を利用している者は約26.9万人であり、就労移行支援事業所が約3.4万人、就労継続支援A型事業所が約7.2万人であり、障害福祉就労サービス事業所の中では、最も利用者が多い事業となっている（厚生労働省、2021a）。

就労継続支援A型事業所と就労継続支援B型事業所の平均工賃（賃金）月額の詳細は、令和元年度の状況では、就労継続支援A型事業所は、月額78,975円（前年比102.7%）であり時給換算額887円であるのに対して、就労継続支援B型事業所は月額16,369円（前年比101.6%）となり、時給換算額223円となっている（Fig1）。



(※) 平成18年度から平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設及び小規模通所授産施設における平均工賃

Fig.1 平均月額工賃の推移(厚生労働省、2021bより出典)

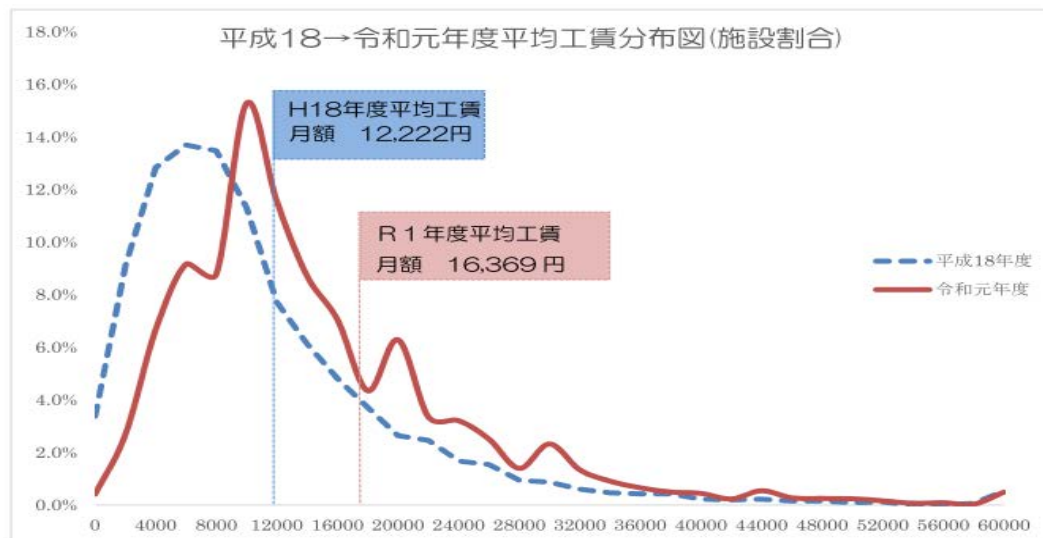


Fig.2 平均月額工賃分布図(施設割合)(厚生労働省, 2021bより出典)

厚生労働省では、平成19年からすべての都道府県及びすべての就労継続支援B型事業所に対して「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に向けた取組みを実施することを求めている。具体的には作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、引いては安定的・継続的な運営に資するような取組みが重要であるとして、経営力育成・強化を目的とする技術指導や経営指導など行うなど、事業所責任者の意識向上や積極的な取組みを促している。平成18年度の平均月額工賃は12222円であった。この時点から比較すると令和元年度の平均月額工賃は16369円となっており、確実に向上している。しかし、平均月額工賃分布の施設割合から見ると、20000円台の施設が増加しつつあるも、30000円を超える施設数の増加は顕著ではないことがわかる(Fig. 2)。このように就労継続支援B型事業所においては、長年その平均月額工賃の向上を目的に多く事業所で取り組まれているものの、その課題解決は容易でない現状がある。

山口・八重田(2021)は、地方部の事業所における利用者支援の実際としては、就労継続支援B型事業所として地域のニーズや利用者の生活圏における交通インフラの整備状況などから、「地域の居場所や働く場」として、複数の障害種を対象とする事業所運営が求められていることを明らかにしている。このように就労継続支援B型事業所は、工賃向上の課題と共に「地域の居場所や働く場」としての課題など複数の課題を抱えている。

よって本研究は、就労継続支援B型事業所の平均月額工賃に焦点をあてて、中国、四国、九州沖縄地方の平均月額工賃の実態を把握し、平均月額工賃を維持するための利用時間や通所日数の基準を整理することを目的とした。

## 2. 方法

### 2.1 対象者

調査は、中国、四国、九州、沖縄地方のB型事業所3302事業所のから1100カ所(33.3%)

を無作為抽出によって選出した。郵送法にて依頼し、回答はオンラインによる回答または自記式回答による郵送法のいずれかの方法にて回答を依頼した。

## 2.2 調査時期及び調査内容

調査時期は、2020年11月6日から2020年12月18日であった。調査内容は、事業所の基本情報に関する項目として、利用者数、平均利用時間、平均月額工賃、平均利用日数、共同受注窓口の利用状況、移行人数などに関する項目を設定した。

## 2.3 倫理配慮

調査依頼時には、本調査の趣旨及び内容、調査データの取り扱いについて書面を提示して説明し、合意する場合にのみ回答を依頼した。なお本調査の倫理審査については、高松大学研究倫理審査(高大倫審 2020002)の承認を経て実施した。

## 2.4 分析方法

本研究の結果、オンラインによる回答 事業所、郵送による回答のあった事業所の合計は 343 事業所 (31.2%) であった。分析においては対象項目の欠損値や重複回答のある事業所を除外して 269 事業所の回答(24.5%)を分析対象とした。

## 3. 結果

### 3.1 基礎データ

回答のあった事業所の、平均職員数は 7.66 名 (SD=5.93)。平均定員数は、21.58 名 (SD=9.38) であった。現在の利用者数は、22.12 名 (SD=12.84) である(Table1)。

1 週間あたりの平均通所日数は、4.02 日 (SD=1.65) であり、平均利用時間は、4.95 時間 (SD=1.42) であった。平均月額工賃は、16830.08 円 (SD=10707.84)、最小値は 200 円、最大値は 100200 円であった。賞与等の平均支給金額は、17814.71 円 (SD=34387.06) であった。回答事業所から昨年度 1 年間で企業へ移行した人数は、0.39 名 (SD=.80) であり、A 型事業所へ移行した人数は.20 (SD=.55) であった (Table2)。

Table1 利用者数

N=269	最小値	最大値	平均値	標準偏差
現在の施設利用者数	0	104	22.12	12.84
知的障害のある利用者数	0	64	11.59	10.89
身体障害のある利用者数	0	39	3.30	5.92
精発障害のある利用者数	0	59	7.73	9.62
発達障害のある利用者数	0	9	0.59	1.29

Table2 基礎データ

N=269	最小値	最大値	平均値	標準偏差
職員数	0	65	7.66	5.93
定員数	0	84	21.58	9.38
現在の利用者数	0	104	22.12	12.84
平均通所日数	0	7	4.02	1.65
平均利用時間	0	9	4.95	1.41
平均月額工賃	200	100,200	16830.08	10707.84
賞与等金額	0	400,000	17814.71	34387.06
企業移行人数	0	7	0.39	0.80
A移行人数	0	4	0.20	0.55

### 3.2 賞与等の設定と賞与金額の関連

回答者 269 事業所のうち賞与等を設定した事業所は、191 事業所であった。賞与等の設定のない事業所は 69 事業所であり、残り 9 事業所は無回答であった。

賞与等を設定している事業所のうち最も多かったのは、「6 カ月に 1 度程度」の支給をしている 74 事業所であった。次いで「不定期」が 51 事業所であり、「年に 1 度」の事業所は 39 事業所であった。「その他」は複数の方法を組み合わせているなどの回答であった。賞与等の設定状況と賞与金額について分散分析を実施した結果、 $F(3, 190) = 3.976, p < 0.01$  であった。多重比較の結果

「不定期」に設定している事業所と「その他」の取り組みをしている事業所の間で賞与額に有意差が確認された。その他の記述には、「毎月皆勤手当を支給している」、「毎月の工賃は時給計算で行い、年度末に予剰金を年間就労時間に応じて公平に分配する」といった取り組みが報告された。

Table3 賞与等の設定

	N	平均値	標準偏差
6か月1度程度	74	28186.31	29441.50
年に一度	39	22934.10	22333.77
不定期	51	9785.47	18447.86
その他	27	36991.00	76922.59
合計	191	23445.20	37643.41

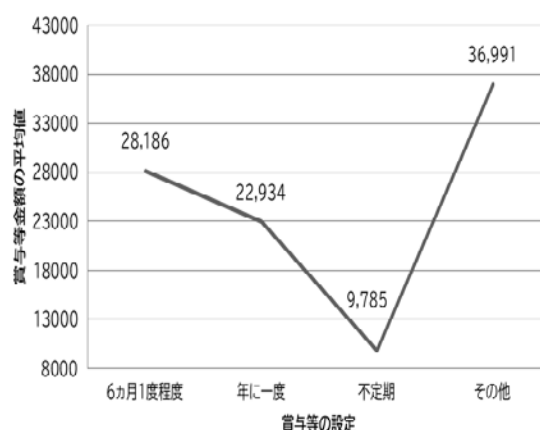


Fig.1 賞与等の設定と平均月額工賃

### 3.3 平均月額工賃と平均利用時間との関連

平均月額工賃と平均利用時間との関連を分析するために平均月額工賃によって平均値より 1 SD 以上低い低群、平均月額工賃から ± 1 SD 以内を平均群、平均月額工賃より 1 SD 以上高い高群の 3 群に分類して、分散分析を実施した。結果、低群と高群の間で有意な平均利用時間の差が確認された ( $F(2, 244) = 17.686, p < 0.01$ )。平均月額工賃の高群は低群と平均群と比較して、平均利用時間が長いことが確認された。一方で低群と平均群の間では有意な平均利用時間の差は確認されなかった。

Table5 平均利用時間と平均月額工賃

	平均月額工賃	N	平均値	標準偏差
平均利用時間	低群(1SD以上低い)	23	4.18	1.337
	平均群(平均±1SD以内)	191	4.89	1.396
	高群(1SD以上で平均より高い)	31	5.78	1.315
	合計	245	4.93	1.427

### 3.4 平均通所日数と平均月額工賃及び平均利用時間との関連

平均通所日数と平均月額工賃と平均利用時間との関連の分析では、まず平均通所日数を平均値と標準偏差によって、「平均値より1SD以上高い群（高群：5.3日以上群）」「平均値±1SD以内群（平均群：平均日数4.0日--5.3日以下群）」「平均値より1SD低い群（低群：平均日数3.9日以下群）」の3群に分類し、平均利用時間と平均利用時間のそれぞれに対して分散分析を実施した。結果、平均月額工賃とは、5%水準で有意差が確認され（ $F(2, 235) = 3.131$ ），平均利用時間とは平均1%水準で有意差が確認された（ $F(2, 232) = 18.710$ ,  $p < .01$ ）。Bonferroniによる多重比較の結果、平均月額工賃は、通所日数が低群は、平均群と比較して有意に低いことが確認された。平均利用時間は、低群が平均群、高群と比較しても有意に短いことが確認された。

Table7 平均通所日数と工賃・利用時間

	平均通所日数(群分け)	平均値
平均月額工賃	低群(平均日数3.9日以下)	12293.30
	平均群(平均日数4.0-5.3日以下)	16721.81
	高群(平均日数5.3日以上)	16910.62
	合計	16169.27
平均利用時間	低群(平均日数3.9日以下)	3.90
	平均群(平均日数4.0-5.3日以下)	5.10
	高群(平均日数5.3日以上)	5.08
	合計	4.94

## 4.考察

本研究の結果から平均月額工賃との関連のあった要因には、「平均利用時間」、「平均通所日数」があることが確認された。平均月額工賃が平均値より1SD以上高い群においては、平均利用時間が長いことが明らかになった一方で平均値から±1SD以内の群と1SD以上低い群については、平均利用時間に有意な差が確認されなかった。よってこれらの結果から平均月額工賃が高くなる平均利用時間として、1日あたり5.78時間(SD=1.32)をその水準値にさせることができると考えられる。

平均通所日数では、週の平均通所日数が3.9日以下の群は、その他の群と比較して平均月額工賃と平均利用時間共に有意に低いことが明らかになった。これは週当たりの平均通所日数としては、3.9日となり、利用時間の水準と同様に、平均的な月額工賃を維持するための水準値として考えられる。

就労継続支援B型事業所の利用にあたっては、複数の事業所の併用が可能であるが、本研究では、こうした複数併用している利用者数の実態に応じた分析は実施できていないため、複数の事業所の平行利用者が多く占める事業所の特徴については把握できていない。本研究では、平均的な月額工賃のある事業所の特徴として、3.9日以上通所が示されたが、

複数の事業所を平行利用している利用者については、利用日数の向上について事業所努力だけで高めることは困難である。よって、複数の事業所の平行利用のある者が受け取る平均月額工賃の課題については、複数事業所の平行利用実態のある者を対象とする実態調査が必要であると思われる。

賞与等を設定した事業所は、191 事業所あり、そのうち最も多かったのは、「6 カ月に 1 度程度」の支給をしている事業所であった。次いで「不定期」が多いことが明らかになった。不定期に支給している事業所では、支給している金額が低い傾向も明らかになった。

「その他」の取り組みをしている事業所では皆勤手当や、「毎月の工賃は時給計算で行い、年度末に予剰金を年間就労時間に応じて公平に分配する」といった取り組みが確認された。このように毎月の工賃支給に加えて賞与等の設定は、事業所運営の安定化や利用者の働く意欲の向上にも効果的に活用できることが考えられることから、様々な実践事例を基に事業所実態に応じた効果的な導入の方法について検討することも今後の課題になる。

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定における、就労継続支援 B 型事業所に関する改定では、報酬体系の類型化に伴う基本報酬の見直しが実施される(厚生労働省, 2021 c)。この見直しでは、「平均月額工賃」に応じた報酬体系を現行の 7 区分から 8 区分へ変更し、よりきめ細かく実績を反映し、高い工賃を実現している事業所をさらに評価する仕組みを導入している。また新たな加算として、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動を実施にあたり地域や地域住民と協働した事業所を評価する「地域協働加算」や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲向上などの支援を充実させることを目的にピアサポートによる支援を実施する事業所へ「ピアサポート実施加算」が新設されることになっている。このように今後さらに地域住民やピアサポーターなどの地域資源と協働しながら、就労継続支援 B 型事業所の平均月額工賃の向上と「地域での居場所や働く場」の充実、生産活動を通じた利用者の働く意欲の向上を目指す取組が重要になる。

地方部では、都市部と比較して、その地域の交通インフラ整備状況や地域資源の限定されていることから、事業所が地域の中で担う役割や対象とする障害種などが幅広くなる傾向がある(山口・八重田, 2020)。また複数の事業所へ通所する利用者の実態なども勘案すると 1 つの事業所で解決できない課題が生じやすい。地域の就労継続支援 B 型事業所全体が、工賃向上を目指し利用者へより良い就労支援の提供を実現するためには、共同受注窓口等の利用や地域の事業所同士の連携や協働によって、それぞれの事業所の特徴や強みを生かした実践や研修機会の共有などが重要になる。今後は地域課題に応じた研修機会の共有を通じてそれぞれの障害特性に対する支援者の専門性の向上などを目指すことがより重要になってくるとと思われる。

## 引用参考文献

厚生労働省(2021a)「障害者の就労支援対策の状況」, <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku>

nitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/service/shurou.html 【2021年7月20日閲覧】

厚生労働省（2021b）「令和元年度工賃（賃金）の実績について」, <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000760673.pdf> 【2021年7月20日閲覧】

厚生労働省（2021c）「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)【2021年7月20日閲覧】

山口明日香・八重田淳（2020）地方部の就労継続支援B型事業所における精神障害のある利用者支援と課題-利用率と工賃向上の取り組みに焦点をあてて-, 高松大学研究紀要, 74, 1-11.